

(損害賠償)

第12条 乙は、処分場を原因とする生活環境の保全上の支障が生じ、地域住民に損害を与えた場合は、甲の指導、助言、その他必要な支援を得て、誠意をもってその損害を賠償するものとする。

(協定違反時の措置)

第13条 丙は、乙がこの協定に違反したときは、乙から事情を聴取した上で、改善措置が講ぜられ又は違反状態が解消されるまでの間の操業停止を指示することができるものとする。

(細目規定)

第14条 乙は、この協定に定める事項の実施に関し必要な細目的事項について、第9条に規定する安全管理委員会の意見を聴いた上で、別に定めるものとする。

2 前項の規定は、細目的事項の変更について準用する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたとき若しくは協定を改定する必要が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

平成18年6月8日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 山本 栄彦 印

乙 山梨県甲府市丸の内一丁目9番11号
財団法人山梨県環境整備事業団
理事長 風間 善樹 印

丙 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1
北杜市長 白倉 政司 印

別表1 (第3条関係)

受入廃棄物の種類

Table with 2 columns: 種類 (産業廃棄物, 一般廃棄物) and 項目 (1-12). 産業廃棄物 includes items like 廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, 工作物の新築・改築, 燃え殻, 汚泥, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 鉱さい, 動植物性残さ. 一般廃棄物 includes 一般廃棄物焼却灰等.

別表2 (第5条関係)

浸出水処理施設放流水の水質基準

Table with 4 columns: 項目, 単位, 国の基準, 水質基準. Lists 40 items such as 1 カドミウム及びその化合物, 2 シアン化合物, 3 有機リン化合物, etc., with their respective units and standards.

備考 1 「検出されないこと」とは、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により放流水の水質を検査した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2 [] 内は、水質基準ではなく、乙が自主的に定める管理目標値